

2023 年 5 月 12 日

議会議長 様

陳情者

大阪府中央区内本町 2-1-19-430

全大阪消費者団体連絡会 代表者：米田 寛

TEL.06-6941-3745

**悪質商法をなくし、消費者被害を減らすため、
施行後 5 年後見直し規定に基づく特定商取引法の抜本的改正を求める意見書採択
を求める陳情書**

【陳情趣旨】

特定商取引法（以下「特商法」）が、2016 年改正時の附則第 6 条に定める「施行 5 年後の見直し」の時期を迎えています。

悪質商法をなくし、消費者被害を減らしていくために、

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること
2. SNS 等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者は SNS 事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること
3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化することを柱とする「施行後 5 年後見直し規定に基づく特定商取引法の抜本的改正を求める意見書」を、地方自治法第 99 条の規定により国に提出していただきたく、陳情いたします。

【陳情理由】

特商法の施行後 5 年後見直しの時期を迎え、私たち全大阪消費者団体連絡会は、消費者被害の防止・救済に取り組む弁護士を講師に招き、3 回の学習会を重ねました。

学習会では、

- ①2021 年の全国の消費生活相談のうち約 55%を特商法の対象取引分野が占めること、
- ②80 歳以上の相談の 3 割が訪問販売と電話勧誘販売であること、
- ③海外では消費者があらかじめ勧誘を拒否できる制度を導入する国・地域が増えていること、
G 7 の国の中で電話勧誘事前拒否制度を導入していないのが日本だけであること、
大阪府は消費者保護条例で訪問販売お断りステッカーに事前の勧誘拒否の効果を認めていること、
- ④相談の中でインターネット通販に関する相談が最も多いこと、SNS 関連の相談が急増していること、
- ⑤2022 年 6 月施行改正特商法による「詐欺的な定期購入商法」の規制強化後も相談が続いていること、
- ⑥マルチ商法の相談は年 10,000 件前後から減らず、そのうち半数近くが 20 歳代で平均被害額が増えていること、2020 年 8 月には豊中市の 22 歳の女性がマルチ被害を苦に自死されたこと、
などを学びました。

高齢化は今後も進みます。成人年齢は 18 歳に引き下げられました。デジタル化により消費者被害が複雑化・高度化しています。被害実態に対応した特定商取引法の改正が求められています。

2023 年 2 月 9 日に大阪市議会、3 月 17 日に大阪府議会が、本件に係る意見書を全会一致で既に採択されました。悪質商法をなくし消費者被害を減らすために、同趣旨の意見書を採択していただきますようお願いするものです。

（添付資料）

- ①意見書案
- ②令和 5 年 3 月 17 日大阪府議会
「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書
- ③関係する消費生活相談の現状（令和 4 年消費者白書など）
- ④世界の電話勧誘規制（薬袋真司大阪弁護士会所属弁護士作成）
- ⑤日本弁護士連合会リーフレット「特定商取引法の改正で悪質商法をシャットアウト！」